

## 指定管理者制度の概要

### 1. 指定管理者制度とは

公の施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用し、市民サービスの向上や行政コストの縮減等を図ることを目的に、地方自治法が改正（平成15年9月施行）され、従来の「管理委託制度」に代わり、新たに創設された制度です。

これまでの管理委託制度では、地方自治体が公の施設の管理を委託できるのは、自治体が出資する法人（公社、財団）や公共的団体（社会福祉法人等）などに限定されていましたが、指定管理者制度では、これに加え民間企業などにも範囲が拡大されました。

さらに、指定管理者制度では、施設の使用料を指定管理者の収入とすることができるほか、使用の許可等、従来は民間業者が行うことができなかった行政の権限までも行わせることができることになりました。

### 2. 指定管理者制度の目的

「指定管理者制度」は、多様化する市民ニーズに効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に、民間の能力を活用し、公の施設の設置目的を損なうことなく、市民サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的としています。

### 3. 公の施設とは

市が、住民の福祉の増進を目的に、市民の皆さんに利用していただくために設置する施設です。（「住民の福祉の増進」とは、施設を利用することにより物質的あるいは精神的な利益を得ることです。）

具体的には、文化施設（博物館、美術館、科学館等）、スポーツ施設（体育館、運動場、球技場等）、福祉施設（老人ホーム、保育所等）、教育施設（学校、公民館、図書館等）などがあり、道路、公園、上下水道施設なども公の施設に該当します。

### 4. 指定管理者制度の導入でどのような効果が見込まれるのか

- ・ 民間事業者やNPO団体等の活力やノウハウを活用することで、経費の縮減や利用者のニーズに対応した、きめ細やかな質の高いサービスの提供が期待できる。
- ・ 当該施設の管理に要する人員の削減ができる。
- ・ 市は指定管理者に対し業務又は経理の状況の報告を求め、実地調査を実施し、又は必要な指示をすることになっており、指示に従わない場合や、管理を継続することが適当でないと認められる場合は指定の取り消しや、管理業務の停止を命じることができる。